

企業版ふるさと納税の活用について

R3.10

目 的

本市では、「第八次栗東市行政改革大綱」において、厳しい財政状況が続く中、持続可能な行政運営を行うための行政改革の取り組みの一つとして、「財源確保の観点から、健全な財政運営ができるよう、あらゆる手段を講じながら安定的な歳入の確保を目指す」こととしています。

このことから、自主財源の確保策の一つとして、「企業版ふるさと納税」制度を活用していきます。

企業版ふるさと納税とは

企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）とは、地方公共団体が実施する地方創生事業（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業）に対して民間企業が寄附を行った場合に、税制上の優遇措置が受けられる制度です。

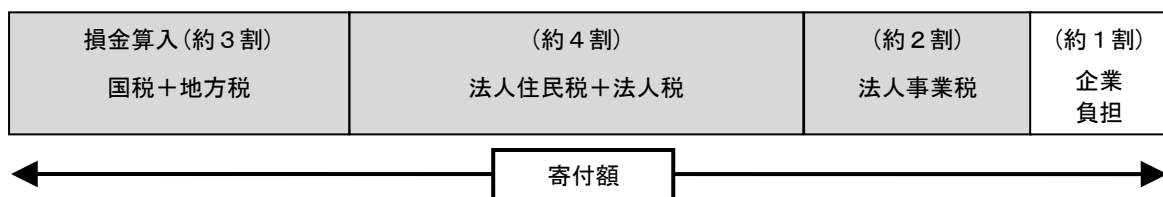
栗東市では、地域再生計画「栗東市まち・ひと・しごと創生推進計画」が令和3年3月31日に企業版ふるさと納税対象事業として国から認定されました。

この制度を活用して企業からの寄附を募り、地域再生計画「栗東市まち・ひと・しごと創生推進計画」に掲げる取り組みの更なる推進と、市の財源確保を図っていきます。

制度の概要

国が認定した地方公共団体の地方創生事業に対し企業が寄附を行った場合に、通常の損金算入措置（約3割）に加え、寄附額の6割に相当する額の税額控除の特例措置がなされ、寄附額の最大約9割に相当する額が軽減される。

（税額控除の特例措置の適用期間は令和6年度まで）



例）1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減。

- | | |
|---|--|
| { | ① 法人住民税 寄附額の4割を税額控除。（法人住民税法人税割額の20%が上限）
② 法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。
③ 法人事業税 寄附額の2割を税額控除。（法人事業税額の20%が上限） |
|---|--|
- }

留意点

- ・1回あたり10万円以上の寄附が対象。
- ・本社が所在する地方公共団体への寄附については、制度の対象外。
- ・寄附を行うことの代償として、経済的な利益を受けることは禁止。
（個人向けのふるさと納税と異なり、寄附に対する返礼品がない。）

寄付の対象となる事業

- ・地域再生計画「栗東市まち・ひと・しごと創生推進計画」の内容に資するもので、地域再生計画の認定後（＝令和3年4月1日以降）に事業を実施（着手）するもの。
- ・従来から実施している事業についても対象とすることは可能だが、地域再生計画「栗東市まち・ひと・しごと創生推進計画」の内容に資するもので、寄附をきっかけに質的または量的な変化があることを明確に説明できる必要がある。

（単なる財源の振り替えは不可）。

地域再生計画「栗東市まち・ひと・しごと創生推進計画」の例

- ・地域の利便性や快適性の向上、住環境の整備促進、定住促進
- ・地域資源の活用、まちの魅力発信、地域循環型社会の構築
- ・健康づくり、安心して暮らせるネットワークづくり、まちづくり
- ・待機児童の解消、子どもの学力向上、教育環境の整備・充実
- ・就労支援、企業立地促進
- ・中小企業・小規模事業者への経営基盤の強化支援、まちのにぎわい創出
- ・農林業振興、新規就農者・定年機能者への支援、地産地消の推進 …等

併用可能な補助金・交付金

- ・地方創生に関連する国の補助金・交付金の地方負担分に企業版ふるさと納税による寄附を充てることができる。
- ・奨励的補助金や都道府県の補助金等、地方財政措置を伴わない補助金や交付金（普通交付税措置によるものを含む）の地方負担分に企業版ふるさと納税による寄附を充てることができる。

<参 考>

●地域再生計画認定状況（令和3年3月現在）

全国：1,141市町村（65.6％）が認定済 うち滋賀県内：11市3町

〔彦根市、長浜市、近江八幡市、守山市、甲賀市、高島市、東近江市、米原市、日野町、愛荘町、
R3.3認定：大津市、栗東市、湖南市、甲良町〕

●企業版ふるさと納税受入状況（平成28年度～令和2年度寄附実績）

全国：6,706件 20,968,000千円

うち滋賀県内 高島市：4件 40,000千円（同一企業が10,000千円×4年）

日野町：6件 12,300千円

彦根市：4件 11,300千円

長浜市：1件 10,000千円